

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正並びに学校職員服務取扱規程等の一部改正について

1 趣旨

千代田区職員の勤怠管理システム(以下、「勤怠管理システム」という。)が令和6年1月にリプレースされた。当該勤怠管理システムの対象である幼稚園教育職員については、令和6年4月1日から運用を開始することから、関連する教育委員会規則及び教育委員会規程の改正を行う。

2 改正する教育委員会規則及び改正内容

	教育委員会規則	改正内容
1	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則	深夜勤務の制限、超過勤務の免除・制限、早出遅出勤務の承認を受けた者の育児や介護の状態に変更が生じた場合の状況変更届について、書面以外に勤怠管理システムでの入力申請も行うことができるよう改める。
2	幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則	給与の口座振替、扶養家族届、給与の減額免除等において、書面以外に勤怠管理システムでの入力申請もできるよう改める。
3	幼稚園教育職員の住居手当に関する規則	届出において書面以外に勤怠管理システムでの入力申請もできるよう改める。

3 改正する教育委員会規程及び改正内容

	教育委員会規程	改正内容
1	学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程	職務に専念する義務の免除申請及び承認権者の承認について、書面以外に勤怠管理システムでの入力申請及び承認ができるよう改める。
2	学校職員服務取扱規程	履歴事項(氏名、本籍、現住所等)に変更が生じた場合の履歴事項異動届等について、書面以外に勤怠管理システムでの入力申請もできるよう改める。
3	幼稚園教育職員の通勤手当支給規程	届出において書面以外に勤怠管理システムでの入力申請もできるよう改める。

4 新旧対照表

別紙のとおり(未定稿)

5 施行期日

令和6年4月1日

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(休暇等の申請)</p> <p>第32条 第12条及び第16条から<u>第29条の2</u>までに規定する休暇を申請するための様式は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(電子計算組織による処理の特例)</p> <p>第34条 第4条、第5条第5項、第7条第1項、<u>第8条第7項、同条第13項、第8条の2第8項、同条第17項、第8条の3第5項、同条第12項</u>、第9条第1項、第10条第2項、第11条第2項及び第32条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による申請、承認等については、教育委員会が実施する勤務実績に関する事務を電子計算組織によって情報処理するシステムを用いて、磁気記録ファイルに記録整理することにより行うことができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(休暇等の申請)</p> <p>第32条 第12条及び第16条から<u>第29条</u>までに規定する休暇を申請するための様式は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(電子計算組織による処理の特例)</p> <p>第34条 第4条、第5条第5項、第7条第1項、第9条第1項、第10条第2項、第11条第2項及び第32条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による申請、承認等については、教育委員会が実施する勤務実績に関する事務を電子計算組織によって情報処理するシステムを用いて、磁気記録ファイルに記録整理することにより行うことができる。</p>

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（給与の口座振替）</p>	<p>（給与の口座振替）</p>
<p>第2条 （現行に同じ）</p>	<p>第2条 （略）</p>
<p>2 前項の申出は、<u>勤怠管理システム（職員の勤務状況等の管理に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）に所要事項を入力することにより、教育委員会に対して行わなければならない。ただし、これにより難しい場合は、次に掲げる事項を記載した書面の提出により申出を受けることができる。</u></p>	<p>2 前項の申出は、<u>次の事項を記載した書面により</u>、教育委員会に対して行わなければならない。</p>
<p>（1）から（3）まで （現行に同じ）</p>	<p>（1）から（3）まで （略）</p>
<p>3 （現行に同じ）</p>	<p>3 （略）</p>
<p>4 （現行に同じ）</p>	<p>4 （略）</p>
<p>第8条 条例第12条第1項の規定による届出は、<u>勤怠管理システムに所要事項を入力することにより行わなければならない。ただし、これにより難しい場合は、扶養親族届（第2号様式）により行うことができる。</u></p>	<p>第8条 条例第12条第1項の規定による届出は、<u>別記様式第2号による扶養親族届</u>により行わなければならない。</p>
<p>2 （現行に同じ） （給与の減額免除）</p>	<p>2 （略） （給与の減額免除）</p>
<p>第9条 条例第19条第1項の規定に基づく教育委員会の承認は、<u>勤怠管理システムに入力された事項に基づき行わなければならない。ただし、これにより難しい場合は、給与減額免除申請書（第3号様式）による申請に基づき行うことができる。</u></p>	<p>第9条 条例第19条第1項の規定に基づく教育委員会の承認は、<u>別記様式第3号による給与減額免除申請書</u>に基づき行わなければならない。</p>
<p>2 教育委員会は、前項<u>ただし書き</u>に規定する給与減額免除申請書を整理し、保管しなければならない。</p>	<p>2 教育委員会は、前項に規定する給与減額免除申請書を整理し、保管しなければならない。</p>
<p>3 （現行に同じ）</p>	<p>3 （略）</p>
<p>（1）及び（2） （現行に同じ）</p>	<p>（1）及び（2） （略）</p>
<p>第12条 教育委員会は、条例第19条に規定する事実を記録するため、<u>勤怠管理システムに所要事項を入力しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、給与減額整理簿（第4号様式）を作成し、必要な事項を記入し、保管しなければならない。</u></p>	<p>第12条 教育委員会は、条例第19条に規定する事実を記録するため、<u>別記様式第4号による給与減額整理簿を作成し、必要事項を記入し、保管しなければならない。</u></p>
<p><u>附 則</u></p>	
<p><u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の住居手当に関する規則

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（届出） 第3条 新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、<u>勤怠管理システム（職員の勤務状況等の管理に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。次項においても同じ。）に所要事項を入力するとともに、当該要件を具備していることを証明する書類（電磁的記録を含む。次項において「証明書」という。）を提出することにより、その実情を速やかに千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならない。住居手当を受けている職員について、条例第14条第1項の職員たる要件に係る事実に変更のあった場合についても、同様とする。</u></p>	<p>（届出） 第3条 新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、<u>別記様式</u>により、その実情を速やかに千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならない。住居手当を受けている職員について、条例第14条第1項の職員たる要件に係る事実に変更のあった場合についても、同様とする。</p>
<p><u>2 前項の規定にかかわらず、勤怠管理システムによる届出により難い場合は、住居届（別記様式）に証明書を添付して届け出ることができる。</u></p>	
<p><u>附 則</u> <u>この附則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	

新旧対照表（抄）

○学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（職務専念義務免除の申請） 第4条 1から4まで （現行に同じ） <u>5 前4項の規定にかかわらず、第2条第1号に掲げる職員の職務に専念する義務の免除の申請及び承認権者の承認については、職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（昭和41年千代田区訓令甲第12号）第3条第1項によることとする。</u> <u>附 則</u> <u>この訓令は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>（職務専念義務免除の申請） 第4条 1から4まで （略） <u>5 （新設）</u></p>

新旧対照表（抄）

○学校職員服務取扱規程

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（年次有給休暇等の請求等）</p> <p>第8条 幼稚園教育職員についての次に掲げる請求等は、<u>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年千代田区規則第1号）第29条に定める勤怠管理システム</u>により行わなければならない。</p> <p>（1） 勤務時間条例第15条に規定する年次有給休暇、同条例第16条に規定する病気休暇及び同条例第17条に規定する特別休暇の請求</p> <p>（2） 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年千代田区条例第23号）第2条の規定に基づく職務に専念する義務の免除の申請</p> <p>2 （現行に同じ）</p> <p>（幼稚園教育職員に対する特例）</p> <p>第21条の2 幼稚園教育職員に対する<u>第4条、第5条、第7条、第12条第3項</u>、第15条及び第16条の規定に定める服務の取扱いについては、千代田区職員服務規程（昭和47年千代田区訓令甲第6号）第4条、第6条及び第11条の規定の例による。</p> <p><u>附 則</u> <u>この訓令は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>（年次有給休暇等の請求等）</p> <p>第8条 幼稚園教育職員についての次に掲げる請求等は、<u>教育委員会が実施する勤務実績に関する事務を電子計算組織によって情報処理する千代田区のシステムを用いて、磁気記録ファイルに記録整理すること</u>により行わなければならない。</p> <p>（1） 勤務時間条例第15条に規定する年次有給休暇、同条例第16条に規定する病気休暇及び同条例第17条に規定する特別休暇の請求</p> <p>（2） 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年千代田区条例第23号）第2条の規定に基づく職務に専念する義務の免除の申請</p> <p>2 （略）</p> <p>（幼稚園教育職員に対する特例）</p> <p>第21条の2 幼稚園教育職員に対する第5条、第7条、第15条及び第16条の規定に定める服務の取扱いについては、千代田区職員服務規程（昭和47年千代田区訓令甲第6号）第4条、第6条及び第11条の規定の例による。</p>

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の通勤手当支給規程

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（届出）</p> <p>第4条 職員が新たに条例第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合及び同項の職員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その通勤の実情を速やかに教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>（1）から（3）まで（現行に同じ）</p> <p><u>2 前項の規定による届出は、勤怠管理システム（職員の勤務状況等の管理に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。）に所要事項を入力することにより行わなければならない。ただし、これにより難しい場合は、通勤届（別記様式）により行うことができる。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この訓令は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（届出）</p> <p>第4条 職員が新たに条例第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合及び同項の職員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その通勤の実情を<u>別記様式により</u>速やかに教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p>

令和6年4月区立幼稚園・こども園(短時間)入園選考結果について

園名	3歳児					4歳児					5歳児				
	募集数	申込数	内定数	空き数	備考	募集数	申込数	内定数	空き数	備考	募集数	申込数	内定数	空き数	備考
麴町幼稚園	35 (0)	13 (▲9)	13 (▲9)	22 (9)		13 (10)	0 (▲2)	0 (▲2)	13 (12)	申込なし	1 (▲12)	0 (0)	0 (0)	1 (▲12)	申込なし
九段幼稚園	35 (0)	11 (▲3)	11 (▲3)	24 (3)		17 (▲3)	0 (0)	0 (0)	17 (▲3)	申込なし	18 (8)	0 (0)	0 (0)	18 (8)	申込なし
番町幼稚園	35 (0)	26 (1)	26 (1)	9 (▲1)		13 (▲5)	2 (▲2)	2 (▲2)	11 (▲3)		15 (▲3)	0 (0)	0 (0)	15 (▲3)	申込なし
お茶の水幼稚園	20 (0)	9 (▲1)	9 (▲1)	11 (1)		25 (▲4)	0 (0)	0 (0)	25 (▲4)	申込なし	28 (3)	1 (1)	1 (1)	27 (2)	
千代田幼稚園	15 (0)	12 (1)	12 (1)	3 (▲1)		6 (4)	1 (1)	1 (1)	5 (3)		4 (▲6)	0 (0)	0 (0)	4 (▲6)	申込なし
昌平幼稚園	15 (0)	5 (▲1)	5 (▲1)	10 (1)		9 (▲2)	1 (1)	1 (1)	8 (▲3)		11 (2)	0 (0)	0 (0)	11 (2)	申込なし
いずみこども園	15 (0)	12 (2)	12 (2)	3 (▲2)		6 (2)	0 (0)	0 (0)	6 (2)	申込なし	7 (6)	0 (0)	0 (0)	7 (6)	申込なし
ふじみこども園	25 (0)	11 (▲3)	11 (▲3)	14 (3)		8 (8)	1 (1)	1 (1)	7 (7)		3 (3)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	申込なし
合計	195 (0)	99 (▲13)	99 (▲13)	96 (13)		97 (10)	5 (▲1)	5 (▲1)	92 (11)		87 (1)	1 (1)	1 (1)	86 (0)	

※ () 内は、昨年度と比較した人数の増減

※申込期間：令和5年10月30日～11月5日

令和6年4月保育園等入園選考結果について

1 申込状況及び選考結果

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
一次	申込者数	155 (7)	166 (22)	42 (1)	49 (▲8)	5 (▲4)	4 (▲4)	421 (14)
	募集数	224 (0)	161 (14)	65 (17)	80 (12)	88 (33)	99 (21)	717 (97)
	内定者数	135 (▲4)	129 (7)	34 (3)	43 (▲7)	3 (▲4)	2 (▲2)	346 (▲7)
二次	申込者数	12 (3)	15 (4)	12 (4)	3 (▲3)	5 (▲1)	1 (▲6)	48 (1)
	募集数	90 (9)	43 (12)	24 (1)	48 (2)	67 (4)	67 (▲10)	339 (18)
	内定者数	8 (1)	16 (7)	13 (6)	3 (▲1)	5 (0)	1 (▲6)	46 (7)
総申込者数		167 (10)	181 (26)	54 (5)	52 (▲11)	10 (▲5)	5 (▲10)	469 (15)
総内定者数		143 (▲3)	145 (14)	47 (9)	46 (▲8)	8 (▲4)	3 (▲8)	392 (0)

※ () 内は、昨年度と比較した人数の増減

※一次：令和5年11月22日～12月22日受付 / 二次：令和6年1月4日～2月14日受付

※一次の各人数及び二次の募集数は、区のホームページ掲載時点の人数を記載

2 申込方法

申込者数 申込方法	令和6年4月 A		令和5年4月 B		差引き C = A - B
	一次	二次	一次	二次	
窓口	264	33	308	38	▲49
郵送	27	2	31	4	▲6
オンライン	130	13	68	5	70
計	421	48	407	47	15

3 空き状況（二次選考終了時点）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
全園合計	84 (1)	37 (9)	27 (5)	54 (4)	68 (12)	71 (6)	341 (37)

※ () 内は、昨年度と比較した空き数の増減

病児保育室の新設について

1 経緯

- (1) 病気の回復期に至らず、集団保育を受けることが困難な乳幼児を保育する病児保育のニーズが高まりつつある中、区は、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、令和5年9月より、区内のクリニックと病児保育の整備について協議を開始。
- (2) クリニックとの併設は、病児の保育に加え、保育中の医師の回診他、保護者の許可があれば、クリニックでの薬液の吸入等、医療行為も実施可能となり、利用者にとって大きなメリットになるものと認識。
- (3) 協議の結果、本施設は、国・都の求める設置基準を満たしており、早期に開設が可能で、かつ、利用者の需要が十分に見込まれる立地であることから、区の実施する病児保育室として最適であると判断。

2 開設日（予定）

令和6年4月1日

※予約開始4月1日、保育の実施は4月2日から

3 実施場所

施設名 のびすこキッズケア（半蔵門のびすここどもクリニック付設）

所在地 一番町4番地16 プルミエール一番町1階

4 施設の規模（国・都基準との対比）

	国・都基準（※）	のびすこキッズケア
保育室	児童一人あたり1.98㎡	児童一人あたり4.36㎡
観察室・安静室	1室3.3㎡以上	4.96㎡

※国・都基準

- ・保育室及び児童の静養または隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
- ・保育室の面積は児童一人あたり1.98㎡とし、観察室又は安静室の面積は1室3.3㎡以上とすること。
- ・事故防止及び衛生面に配慮されるなど、児童の養育に適した場所とすること。

5 運営形態

(1) 利用対象

区内に在住する生後6か月から就学前の児童で、次の要件のいずれにも該当

- ① 教育・保育給付又は施設等利用給付の2号又は3号の認定を受け、保育施設に在籍していること。
- ② 病気療養中であり、集団保育が困難であること。
- ③ 医療機関の入院加療の必要がないこと。
- ④ 保護者が就労等やむを得ない事由により、家庭内で育児を行うことが困難であること。

(2) 実施日時

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分

ただし、土・日、祝日、年末年始及びクリニックの夏季休業日（1週間程度）を除く。

(3) 受入可能疾病

クリニックで治療可能な疾病

ただし、麻疹、水痘、新型コロナウイルス感染症は受入れ不可。また、受入時に特異な状況が確認された場合は不可となる場合あり。

(4) 受入人数

1日当たり3名

ただし、疾病の状況により減あり。

(5) 事業形態 委託

(6) 職員体制 常勤保育士2名、非常勤保育士1名、非常勤看護師3名

(7) 利用料

1日当たり2,000円

※区民税非課税世帯又は生活保護受給世帯等は減免あり

(8) 利用方法

- ① 事前の利用登録を行う（区のポータルサイトで申請）
- ② 利用希望日の前日にクリニックに仮申込み→クリニックから利用可否の連絡
- ③ 利用可能な場合はクリニックに本申込み
- ④ 利用当日、受入れ前に診察を行った上で、保育を実施
※空き状況や疾患、歳児等の条件が合えば当日の受入れも可
※毎朝9時にクリニックのHPで当日受入れ可能な疾患を周知

6 周知方法

広報千代田 3/20号に掲載、同日区ホームページで公開

令和5年度5歳児の運動能力に関する調査の結果について

I 5歳児の運動能力に関する調査（1980年度より3年ごとに実施（区で別途毎年実施））

1 対象

東京都の公立幼稚園・こども園に在籍する5歳児（区調査として、区立保育園にも同様の調査を実施）

2 調査項目

25m走（走力）、立ち幅跳び（瞬発力）、ソフトボール投げ（投力・巧緻性）、体支持持続時間（筋力・筋持久力）、両足連続跳び越し（敏捷性）

※併せて、区調査として、生活習慣、運動習慣等に関する保護者アンケート調査も実施

3 東京都（R4）・千代田区（R5）の比較

※令和4年度の東京都の調査結果と比較し、上回っている数値：緑 下回っている数値：赤 東京都（R4）と同数値：青で示している。

調査項目	都 (R4)	区 (R5)	麴	九	番	茶	千	昌	い	ふ
25m走(秒)(走力)	6.5	6.3	5.9	6.1	6.1	6.7	6.0	6.5	6.1	6.2
立ち幅跳び(cm)(瞬発力)	101.3	103.0	101.4	93.7	103.9	103.0	119.8	87.0	108.8	108.0
ソフトボール投げ(m)(投力・巧緻性)	5.0	5.2	5.9	5.0	5.9	3.7	5.3	3.4	5.4	5.0
体支持持続時間(秒)(筋持久力)	38.9	36.5	46.3	39.9	56.3	23.4	49.1	25.3	27.6	39.7
両足連続跳び越し(秒)(俊敏性)	6.3	5.5	5.1	4.9	4.8	7.0	5.5	5.9	5.6	4.9

※東京都は3年ごとに実施しているため、今年度の東京都の実施データはなし。次回は令和7年度実施予定。

II 結果と分析

5歳児は、5調査項目のうち4項目で令和4年度の東京都の平均を上回っている。保護者対象質問紙調査（生活・運動習慣等）によると、民間のスポーツクラブへ所属していない幼児が55.6%、月曜日から金曜日のうち毎日外遊びをしている幼児が15.3%と少ないこと、「体を動かして遊ぶこと」、「体を動かして遊ぶことをしたがっていない」という回答が一定数いることから、体を動かして遊ぶことに苦手意識をもつ幼児一人一人の実態に応じた運動機会の創出が各園で求められる。

III 今後の対応

今後も引き続き、幼稚園・こども園において、自分の健康に関心を持ち、体力を高め、運動習慣を身に付けることができるよう、特に以下の点において、各園の取組を支援・助言していく。

○外遊びの推進

運動や遊びの用具・ルールの工夫

○コーディネーショントレーニングの推進

多様な遊びや運動への意欲向上に向けての取組の継続

○研修会の充実

コーディネーショントレーニングの実技指導研修会の開催

体力向上や健康への関心の向上に関する理論と実践 など

教育委員会行事予定表

部 課 長 会 資 料
 令 和 6 年 3 月 5 日
 子 ども 総 務 課

月	日	曜	時刻	行 事 (事 業 名)	場 所 等	出 席 者 等
3	12	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
3	13	水				
3	14	木				
3	15	金				
3	16	土	10:00~ 11:30~	保育園卒園式 お茶の水小学校・幼稚園 落成を祝う会	各保育園 お茶の水小学校・幼稚園 新校舎	区長、教育委員等
3	17	日				
3	18	月	10:00~	幼稚園・こども園修了式	各幼稚園・こども園	教育委員出席
3	19	火	10:00~	中学校卒業式	各中学校	教育委員出席
3	20	水				
3	21	木				
3	22	金				
3	23	土				
3	24	日				
3	25	月	10:00~	小学校卒業式	各小学校	教育委員出席
3	26	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
3	27	水				
3	28	木				
3	29	金	15:00~	教育委員会臨時会	教育委員会室	教育委員出席
3	30	土				
3	31	日				
4	1	月				
4	2	火	10:00~	保育園入園式	各保育園	

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
4	3	水				
4	4	木				
4	5	金				
4	6	土				
4	7	日				
4	8	月	10:30~ 10:30~	小学校入学式 九段中等教育学校入学式◎	各小学校 九段中等教育学校	教育委員出席 教育委員出席
4	9	火	10:00~ 15:00~	中学校入学式 教育委員会定例会◎	各小学校 教育委員会室	教育委員出席 教育委員出席
4	10	水	10:00~	幼稚園・こども園入園式	各保育園・こども園	教育委員出席
4	11	木				
4	12	金				
4	13	土				
4	14	日				
4	15	月		経営方針等説明会① 九段中等教育学校 開校記念日	教育委員会室 九段中等教育学校	教育委員出席
4	16	火				
4	17	水				
4	18	木		経営方針等説明会②	教育委員会室	教育委員出席
4	19	金		経営方針等説明会③	教育委員会室	教育委員出席
4	20	土				
4	21	日				
4	22	月		経営方針等説明会③	教育委員会室	教育委員出席
4	23	火	15:00~	教育委員会定例会◎	教育委員会室	教育委員出席
4	24	水				
4	25	木				

「広報千代田」
 3月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）

23件

課	件 名	事 業 の 概 略 (体言止めで記入)	と き	会 場	主 催 者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	指導課	特別区（東京23区）の区立幼稚園教員採用選考	区立幼稚園教諭の特別区立幼稚園教員採用候補者及び特別区立幼稚園臨時的任用教員を募集する	各指定日時	東京区政会館17階	特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局
2	児童・家庭支援センター	ベビーシッター利用料を補助 忘れずに申請を	都の認定するベビーシッター事業者を利用した際、その利用料の一部を補助する。令和6年度の事業周知及び令和5年度利用分は早めの申請を呼びかける。			
3	児童・家庭支援センター	千代田区子育て支援員研修	子育てしやすい地域づくりのため、千代田区子育て支援員研修を行う	5月17日～7月19日	あい・ぽーと麹町 (三番町7)	NPO法人あい・ぽーとステーション
4	子育て推進課	病児保育室を開設します	疾病により集団保育を受けることが困難となった乳幼児を小児科クリニックに付設された専用スペースにおいて一時的に預かる病児保育室の開設	月曜～金曜 9時～17時30分	のびすこキッズケア（一番町4-16プルミエール一番町1階）	
5	子ども総務課	令和6年度「おがちよ教育交流事業」の実施について	区立中学校に在籍する生徒を小笠原村に派遣する事業	7月23日から28日まで	小笠原村	
6	文化振興課	日比谷らくご倶楽部 番外 SDGs落語会 ご招待	日比谷らくご倶楽部の三遊亭わん丈と桂竹千代がお届けする、笑って楽しくSDGs考える落語会	5月19日（日）13時30分開演	日比谷図書文化館	東京新聞
7	文化振興課	あなたもプロキャストとオペラにでませんか	オペラ「カルメン」の出演者を募集して、衣装を着けて舞台上で合唱する	練習日時は3月～ 場所・日程等は申込後に調整します	内幸町ホール（内幸町1-5-1）	一般社団法人オペラ・ディ・東京
8	文化振興課	千代田図書館 おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会。	4月14日11時～	子ども室（区役所10階）	千代田図書館
9	文化振興課	千代田図書館 4-6月街あるき	千代田図書館コンシェルジュが神保町を案内。（4-6月開催分）	①4月20日11時 ②5月18日11時 ③6月15日11時	神保町駅周辺	千代田図書館
10	文化振興課	特別展「しりあがり寿 お江戸もじり（仮）」	しりあがり寿の浮世絵のパロディ作品を展示	4月26日（金）～6月23日（日）	日比谷図書文化館特別展示室	日比谷図書文化館
11	文化振興課	特別展関連講座「しりあがり寿 講演会「浮世絵」	しりあがり寿とすみだ北斎美術館学芸員による講演会	5月1日（水）19時～20時30分	日比谷図書文化館地下1階日比谷コンベンションホール（日比谷公園1-4）	日比谷図書文化館
12	文化振興課	特別公開講座 日本大学理事長・学長セレクト講座	「近代の日本と中国」をテーマとした講座	4月22日（月）17時30分～19時	日本大会館	日本大学
13	生涯学習・スポーツ課	ちよだ生涯学習カレッジ 第8期 地域デザインコース入学者募集	区内在住・在勤・在学の18歳以上（令和6年4月1日現在）で、約9か月間継続して学ぶことができ、学習成果を地域活動やボランティア活動などに生かす意欲・熱意のある方を募集	令和6年5月～令和7年1月 月2日程度 水曜日19時～21時または土曜日14時～16時（講座内容により曜日・時間の変動あり）		九段生涯学習館
14	生涯学習・スポーツ課	はじめての太極拳初心者講習会	18歳以上の区内在住・在勤者・在学者を対象とした初心者講習会を開催	4月10日・24日・5月8日・22日 いずれも水曜日（全4回）18時～19時30分	スポーツセンター	千代田区体育協会

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
15	生涯学習・スポーツ課 ゲートボール講習会	区内在住・在勤者を対象とした講習会を開催	①(土曜の部)4月13日～5月11日9時30分～ ②(平日夜間の部) 5月16日(木)、7月18日(木)、9月17日(火)18時～	①西神田公園 ②外濠公園総合グラウンド	千代田区体育協会
16	生涯学習・スポーツ課 ゴルフ初心者・ビギナースキルアップ講習会	18歳以上(高校生を除く)の区内在住・在勤者	6月3日～8月5日の毎週月曜(6/17・7/15を除く)全8回 18時30分～20時30分	スポーツセンター	千代田区体育協会
17	生涯学習・スポーツ課 千代田区民春季ゴルフ大会	区内在住・在勤者を対象とした大会を開催	5月21日(火) 西アウト8時16分 西イン8時20分スタート(雨天決行)	取手国際ゴルフ倶楽部(茨城県つくばみらい市板橋2994)	千代田区体育協会
18	生涯学習・スポーツ課 アクアビクス教室	15歳以上(中学生を除く)対象のアクアビクス教室	5月10日～6月28日の毎週金曜(全8回) 18時30分～19時30分	神田さくら館温水プール	スポーツセンター
19	生涯学習・スポーツ課 ちよだキッズスポーツ塾	小学生を対象としたスポーツ塾	4月24日～6月12日の毎週水曜(全8回)16時～17時	スポーツセンター	スポーツセンター
20	生涯学習・スポーツ課 やさしいヨガ	15歳以上(中学生を除く)対象のヨガ講座	5月10日～6月28日の毎週金曜(全8回)18時15分～19時15分	スポーツセンター	スポーツセンター
21	生涯学習・スポーツ課 運動会必勝塾～走り方・かけっこ教室～	①幼児、②小学生を対象とした走り方教室	5月5日(日・祝) ①かけっこ教室9時10分～10時 ②走り方教室10時30分～12時	スポーツセンター	スポーツセンター
22	生涯学習・スポーツ課 介護予防教室 LaLaLa Fit	イスを使って頭と身体を動かす運動機能向上プログラム	5月10日～6月28日の毎週金曜(全8回)13時30分～14時30分	スポーツセンター	スポーツセンター
23	生涯学習・スポーツ課 シニア向け 転倒予防および健康体操 in 柔道場	50歳以上を対象とした、柔道の動きを取り入れたエクササイズ	5月1日～10月16日の毎月第1・3水曜(全12回)9時30分～11時	スポーツセンター	スポーツセンター